

21消安第6473号
平成21年9月14日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

英国（ハンプシャー州）から我が国向けに輸出される家きんの一時輸入
停止措置について

本日、英国（ハンプシャー州）において弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の抗体陽性が確認された旨、英国大使館から報告があった。本疾病の我が国への侵入防止に万全を期すため、英国から日本向けに輸出される家きんの取扱いについては、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確な対応をされたい。

なお、家きん肉等については、英国全土からの輸入停止措置を引き続き講ずることとする。

記

1 輸入停止措置の対象地域

ウイルトシャー州及びハンプシャー州

*下線は、今回新たに輸入停止措置の対象とした地域

2 輸入停止措置の対象品目

家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛